

調整給付金（不足額給付分）申請書（請求書）

武豊町長

【本様式での申請が必要な方】

令和6年中に他の市区町村や海外から本町に転入され、令和7年1月1日時点で住民登録のあった方で、下記の支給要件に該当する方が対象となります。

・令和6年所得税額が令和5年所得税額より小さかった方

・令和6年中に扶養親族が増えた方

など

※本様式は、調整給付金（不足額給付分）の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。確認書やお知らせが届いた場合は本様式を使用しないでください。

1. 申請者

フリガナ 氏 名	生年月日	現住所
	大・昭・平・令 年 月 日	
		日中に連絡可能な電話番号 ()

代理人が届出書を提出する場合は、下記欄にご記入ください。

代理人	フリガナ 代理人氏名	申請者との 関係	代理人生年月日	代理人住所
			大・昭・平・令 年 月 日	
			日中に連絡可能な電話番号 ()	
上記の者を代理人と認め、調整給付金（不足額給付分）申請書（請求書）の提出を委任します。			本人氏名 (支給対象者)	署名（本人の自筆に限る）

【誓約・同意事項】全ての項目を確認し、口にチェックしてください。

- ☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。
- ①下記の支給要件に該当する場合、これに従い町において算定した支給額が支給されます。町における算定の結果、0円となった場合には調整給付金（不足額給付分）は支給されません。

(支給要件)

I + II (合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。) - III > 0 となる納税義務者

I : 所得税分の所要額 : 3万円 × 減税対象人数 × 1 - 令和6年分所得税額

※1 納税義務者本人 + 令和6年12月31日時点の扶養親族等 (16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

II : 個人住民税所得割分の所要額 : 1万円 × 減税対象人数 × 2 - 令和6年度分個人住民税所得割額

※2 納税義務者本人 + 令和5年12月31日時点の扶養親族等 (16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

III : 調整給付金 (当初給付分) の額

②調整給付金 (不足額給付分) の支給要件の該当性等を審査等するため、町が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

2.新規振込先指定口座（原則、支給対象者の名義の口座に限る）

下記口座への振込を希望します。

金融機関名		支店名		分類	口座番号 ※右詰めでご記入ください	口座名義（カナ） ※通帳の表記に合わせてください
金融機関番号	銀行 農協 信用金庫 労働金庫	店番号	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		

ゆうちょ銀行	通帳記号 6桁目がある場合は※欄にご記入ください	通帳番号 ※右詰めでご記入ください	口座名義（カナ） ※通帳の表記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	※ 1 0		

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。振込ができない場合があります
※金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受取が出来ない方は、税務課へお問い合わせください。

町が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年12月8日（月）までに、町が届出者に連絡・確認できない場合に、調整給付金（不足額給付分）が支給されないことに同意します。

年 月 日 届出者氏名

【提出書類】

☐ 「調整給付金（不足額給付分）申請書（請求書）」（本書）
※必要事項をご記入ください

☐ 「調整給付金の支給確認書の写し(コピー)、支給決定通知書」など
※令和6年に給付された調整給付金(当初給付分)の額がわかる資料をご用意ください
※受給要件に該当せず調整給付金(当初給付分)を受給していないため上記資料をお持ちでない方は令和6年度個人住民税分控除不足額等がわかる資料をご用意ください。
→☐ 「令和6年度分個人住民税の納税通知書または特別徴収税額通知書などの写し(コピー)」

☐ 「令和6年分所得税の源泉徴収票または確定申告書の写し(コピー)」
※給付額算出に必要な令和6年所得税額等や、令和6年分所得税分控除不足額等がわかる上記書類の写し（コピー）をご用意ください

☐ 「本人(代理人)確認書類の写し(コピー)」
※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の顔写真付きの本人確認書類の写しの場合は1点、医療保険証(資格確認書も可)、介護保険証等の顔写真無しの本人確認書類の写しの場合は、2点必要です。

☐ 「受取口座を確認できる書類の写し(コピー)」(※「2.新規振込先指定口座」で「ア」を選択した場合に限る。)
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、振込口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)
※受取口座にゆうちょ銀行を選択し、通帳をお持ちの方は、通帳の見開き部分の写し(コピー)の添付にご協力ください

本人確認書類等貼付用紙

本人(代理人)確認書類添付箇所

※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の顔写真付きの本人確認書類の写しの場合は1点、医療保険証(資格確認書も可)、介護保険証等の顔写真無しの本人確認書類の写しの場合は、2点必要です。

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付してください。

振込先金融機関口座確認書類添付箇所

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

※受取口座にゆうちょ銀行を選択し、通帳をお持ちの方は、通帳の見開き部分の写し(コピー)の添付にご協力ください